

平成 27 年第 3 回定例会 文教常任委員会

平成 27 年 9 月 30 日

谷口委員

公明党の谷口でございます。

まず、最初に、今、奨学金の質問が出ておりましたけれども、引き続き同じ内容ですけれども、同じ報告ですけれども、質問させていただきたいと思えます。

この件に関しては、我が会派の高橋議員が代表質問で質問させていただいて、成績要件の撤廃という方向で検討しているという答弁を頂きました。それで、そのことを含めてお伺いをしていきたいと思えますけれども、まず、最初に質問に入る前に、今回の報告資料の中では、平成 26 年度の貸付実績 4,696 人に対して 18 億円余りの貸付額があるということなんですけれども、改正の背景の中に、国の臨時特例交付金が平成 26 年度になくなって、毎年 6 億円利用していたものができなくなったということで、平成 27 年度はどうやってこれを対応しているのか、成績要件はどういうふうになっているのか、そこをまず伺いたい。

教育局財務課長

平成 27 年度につきましては、まず、財源的な面から申しますと、これまで返還金ですとか寄附金を積み立ててきた奨学金基金がございますので、それを取り崩すことによって対応しております。それから、成績要件につきましては緩和を継続してございます。ただ、これは平成 27 年の暫定的な措置ということで継続をさせていただいております。

谷口委員

ちなみに、基金で幾ら入れて一般財源を幾ら入れたかですが。

教育局財務課長

基金ベースですと 14 億円入っております。一般財源ベースですと 5 億 5,000 万円。予算ベースですと総額では 19 億 5,000 万円措置してございます。

谷口委員

それで、平成 27 年度、今年度については暫定的に成績要件の緩和した状態が続いているということなんですけれども、平成 28 年度以降、来年から成績要件が仮に復活、元に戻った場合、昨年度ベース 9,696 人借り入れているのが、それが仮に復活した場合にはどれくらいの方が影響を受けることになるんでしょうか。

教育局財務課長

成績要件を緩和する前は、2 年生以上に前年度の評点、平均値で言えば 3.0 以上の成績を求めておりました。仮にこのベースで考えますと、平成 26 年度実績で 3.0 未満で成績要件を満たさない 2 年生以上の生徒は 600 名でございます。ですので、この 600 名に影響を与えると。仮に復活した場合はですね。

谷口委員

かなり多くの生徒さんが、もし仮に復活した場合は影響を受けるというか借り入れられなくなるということですね。それは非常に大きな影響を受けます。

その一方で、今回の改正案に出ておりますように、貸付けの金額が今2万円なの、先ほども質問ありましたけれども、1万円に引き下げられるということですが、先ほどの質問とちよつとかぶるところもありますけれども、かなり影響がこれもやっぱり出てくるわけで、その点についてはどういうふうにお考えなのか改めて確認させてもらいたいと思います。

教育局財務課長

今回の引下げを検討しておりますのは、財源というものの他に、先ほども申し上げましたけれども、近年、返還不要な給付型の奨学金支援制度が充実してきているということも背景にはございます。授業料は、公立の場合は今、実質無償でございます。さらに低所得者世帯に対しましては、授業料以外の教育費に充てるために年間ベースですと3万円から14万円程度出る奨学給付金制度が昨年度に創設されている状況です。

そうした中にありましても、学業などに意欲的に取り組みたいということで、更に借入れを希望される生徒に対しましては、月額1万円の奨学金の加算を受けられる制度を設けさせていただきたいと考えてございます。これを活用すれば、1万円減ったとしてもプラス1万円ということで、2万円までは公立の場合は借入れということでございます。

谷口委員

もう一点、奨学金の返還についてですけれども、借りてから、例えば大学へ行かれる方は4年間の猶予があって、その後10年程度で返還していくということで、かなり返還額が、最初に借りた人から徐々に返還が始まって、その返還額が増えてきているというように思います。そういう中で、過去の我が会派の渡辺議員の質問ですけれども、平成

23年10月にこの文教常任委員会で質問した中で、順調に返還額が増えてくれば、貸し出すお金と返ってくるお金がほぼ一致するところまで行くのではないかとということで、そういう中で、当時の4年前の答弁では、平成30年代の半ばぐらいには、様々な要因があるけれどもバランスがほぼとれてくるのではないかとという答弁もあったんですが、そうした場合には、一般財源を入れなくても、当然免除される部分もあるのでゼロというわけにいかないでしょうけれども、その返還額が増えてくる中で手当てしながら、この貸付額の引下げということもしないで何とか回していけるのではないかと、こういうふうにも考えるんですが、その点についてはいかがでしょうか。

教育局財務課長

確かに委員がおっしゃるとおり、貸付額につきましても近年増加しておりますので、それに伴う償還額も増加することが見込まれております。今のところ、平成24年度が貸付けのピークになっておりますので、進学後に返すというようなことも考えますと、大体平成29年10月以降に返還額のピークが来るのではないかとこのように考えてございます。

今、私どもで推計している数値は、大体12億円から13億円程度になるのではないかと、ただ、これは、つまり返還を免除している奨学金もございまして、また、収入未済となる奨学金も実はございまして、返還金のみで現在の20億円

弱という規模を維持することはまず難しいというふうに考えてございます。

谷口委員

状況は分かりました。なるだけ返還の方も未収の部分を減らしていくように、しっかりと努力をしていただきたいと思います。

もう一方で、本会議の答弁の中で教育長も、借り過ぎない、必要以上に借り過ぎてしまわないということもしっかりとやっていかなきゃいけないというお話をされておったと思いますけれども、上乘せの制度も併せてやるということなのですが、いずれにしても、引き下げるだけではその対策としては十分ではないと思うんですが、上限を引き下げる以外に借り過ぎを防ぐ方策をどういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

教育局財務課長

現行制度では、例えば私立高校生の場合は月額4万円又は3万円という金額しか選択ができない状況でございます。これに新たに貸付額に月額1万円あるいは2万円といった区分を新たに設けまして、本当に必要な額だけを借りられるように生徒さんの選択肢を増やしたいと考えています。

更に、今お話しありましたけれども、学資を必要として加算制度を利用されるような場合は、その申込みの際に奨学金の使途や返還についての考えを申請者である生徒自身が書くことによって、本当に自分はその加算分についても必要なのかと、そういったことをしっかりと考える機会を設けたいと考えてございます。

谷口委員

現在はそういう、なぜ借りるのか、なぜ必要なのかというのを生徒さんにはレポートの提出というのは求めてないんでしょうか。

教育局財務課長

現行制度では学校からの推薦書によって判断しておりますので、奨学生自身から、なぜ借りたいかとか、そういった書面は実は求めていない状況でございます。ただ、実際に決定手続が行われた後、貸付決定が行われた後に借用証書をもらいますので、そこに、奨学生としての本分を尽くします、あるいは、滞りなく返還しますといったようなことは宣誓していただいております。

谷口委員

先ほど、成績など幾つか、レポートも含めていろんな要件を課すということなんですけれども、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

教育局財務課長

今回、加算ということで三つの要件を考えてございます。

まず、一つは、成績による要件として、しっかりと学業に取り組んで一定以上の評点を受けている生徒さんに対して加算されると。それから二つ目は、学校活動による加算の要件ということで、出席率などの日頃の学習態度、それから部活動などに取り組む姿勢に着目をして加算をしていく。それから三つ目といたしましては、資格取得による要件というのを考えておりますけれども、将来進みたい道に向かって具体的な努力をしている奨学生に対しまして支援をしたいと思っております、具体には国家資格などの資格取得にチャレンジする場合には加算を考えております。こういった加算の要件を考えております。

谷口委員

成績については、具体的に、例えば今、現行では3.0ということなんですけれども、それはどういうふうに考えていますか。

教育局財務課長

実は今、高校2年生の奨学生の前年度の成績を見ますと、おおむねの中間ラインが評点3.5以上から4未満ぐらいのところに真ん中の人がいらっしゃるとい状況ですので、こうした点も参考にして、今後具体的に検討させていただきたいと思っております。

谷口委員

3.5から4未満の間にいるということなんですけれども、いずれにしても余り厳しくして本当に大変な方が借りられないような状況にはならないようお願いをしたいと思います。

それとあと、資格等にチャレンジをしている方ということなんですけれども、これは具体的には特に条件を絞らないで、条件といいますか、こういう資格というふうに絞らないでやっていくようにするのか。それと、実際チャレンジしているのかどうかというのをどういうふうに確認するのか、その辺のところを伺います。

教育局財務課長

まず、資格については、やはり職という将来というものを意識して頑張っていこうという方に対して加算をしたいと思いますので、具体的に、例えばですけども、簿記とか、あるいは情報処理技術者とか、そういった具体的な資格をある程度列挙させていただきたいと思っております。実際にレポートを出していただきますけれども、その中で、こうこう、こういうのを目指したいというようなことも明記をしていただきたいと思いますと思っております。

谷口委員

続いて、加算の申込みに当たっての書面、奨学金の使途や返還についての考え、先ほどの答弁でもありましたけれども、これは改正後は、こういうことというのは、加算を望む生徒さんだけに求めるのかどうか、そこを確認させてください。

教育局財務課長

応募者全ての方からレポートを求めるとなると事務的にも膨大だというのがあるんですけども、ただ、今、申込みの段階では特にそういった意思表示をいただいておりますので、学ぶ意欲に着目して貸付けを行いたいと思っておりますので、まず願書の段階で、申込みの段階から、学ぶ意欲と返還の意思を確認する項目を何らかの形で加えたいというふうに考えてございます。最初、申し込む段階でちゃんと、意欲と将来的に返さなければならないという意識をですね、申込みの方に持っていただきたいと思いますと思っております。

谷口委員

次に、返還免除規定の見直しもこの中に盛り込まれているわけでありましてけれども、全国的に見て、本県のようなこういう返還の免除を行っている都道府県があるのかどうか、確認をさせていただきます。

教育局財務課長

本人が死亡したりとか、あるいは重度の障害で就労が困難になった場合の返還免除というのは結構いろんな県でやっていらっしゃるんですけども、それ以外で、この独自の免除を行っているのは本県も含めまして数県のみでございます。本県の場合は、学業又は部活動等で顕著な功績を上げた場合、特定の職に一定期間就いた場合に返還免除とさせていただきます。

本県以外の県では、学業、部活動、これは両面で顕著な実績を上げた方ですとか、卒業後5年以上居住した場合などに対象者を極めて限定した上で、返還額の全額ではなくて一部を免除するといった制度を持っていらっしゃる県があると聞いております。

谷口委員

それで、今回見直しということで、職による免除についても見直しの対象というか、そういう声が上がっているというように、今、報告の中にもありますけれども、これ、今、看護師さんとか准看護師さんとか、介護福祉士さん等がその対象になっているんですけども、こういう方々が対象になった経緯を伺います。

教育局財務課長

かなり古い話になろうかと思うんですけども、県の政策的な配慮という点から、恐らく看護師とか人材不足が懸念されている職については免除制度を設けてきたというふうに考えております。

谷口委員

それで、今後の見直しに当たって、どういう方向で考えているのか、そこをお伺いできますか。

教育局財務課長

職による返還免除につきましては、実は看護師などは現在に至っても県内でその職種が非常に確保が困難という状況になっておりますので、まずはこういった困難な職種に限定をさせていただいた上で、返還額についても現在全額ということになっておりますけれども、それは免除額を減らす方向で見直しを検討していきたいと考えてございます。

谷口委員

現在の状況をもう一度しっかりと確認をしながら、免除をなくすということは、減免ではなくて免が入らないですね。減額をするという免除になるんですか。

教育局財務課長

まず、直接、実は例に挙げていただきました看護師とか介護福祉士以外にも、幅広く、衛生検査技師とか、そういった方々も対象となっておりますので、それは必要性を精査させていただいた上である程度絞り込みたいと。免除額については、その絞り込んだ上で全くゼロにするということではなくて、今、全額となっているのをある程度圧縮、免除幅を圧縮させていただきたいというふうに考えてございます。

谷口委員

そこはしっかりと現状の把握もそうですし、額についても不公平感がないよ

うに、なおかつ、ただ、今、例えば看護師さんのお話もありましたけれども、足りない状況の中で、その募集についても県もいろんな形で努力しておられていますけれども、そういうことをしっかり踏まえながらやっていただきたいというふうに思います。

次に、成績による免除と功績による免除で、経済的に極めて困難な世帯の奨学生にあっては一定の配慮を行うとあるんですけれども、これはどういった層に、又は一定の配慮というのはどういう配慮のことをいうのか確認をさせていただきます。

教育局財務課長

まず、経済的に極めて困難な世帯というレベルなんですけれども、今、奨学給付金の対象にもなっておりますおおむね年収 250 万円未満の住民税所得税非課税世帯、それから生活保護世帯の奨学生が、厳しい経済環境の中で頑張っておられた成績とか顕著な功績を残した場合については、引き続き全額免除を行っていきたいと考えてございます。今、全額免除のレベルとしては、実は 350 万円未満の方々ですので、350 万から 250 万の間にあるの方々については一定の配慮を何とか検討していきたいなというふうに思っております。

谷口委員

そこはしっかりとお願いしたいと思います。

ここの質問の項目の最後に、定時制の奨学金を高校奨学金へ一本化するということなんですけれども、その理由についてお伺いしたいと思います。

教育局財務課長

定時制の奨学金につきましては、就労しながら通学する学生の就学機会の確保を目的としたしまして、昭和 49 年に創設をいたしました。ただ、進学率の上昇に伴いまして、中学校を卒業して就職するという方が減少しております。実際、奨学金の利用者も年々減少しております、貸付額もそれに伴って減らしてまいりました。現在は 6 名の枠を持っておりますけれども、今年度採用者はお二方だけでございます。そのお二方につきましても、かつてのように、高校に行きたかったにもかかわらず、やむにやまれず就職せざるを得なかったというような方々とはちょっと違うようでございまして、定時制高校に入学した後にはアルバイトとして就業されているといったような方々でございます。

それからもう一つは、平成 22 年度から先ほど来申し上げております公立高校の授業料が無償化されておまして、県内の定時制高校は全て公立であるため、授業料負担がございません。あとは更に平成 26 年度からは奨学給付金の制度も始まってございますので、給付制度がちょっと充実してきたということもございまして。こうしたことから定時制高校のみに特化した支援制度の必要性が薄くなっていると考えまして、今回統合を考えてございます。

谷口委員

最後に、今回成績要件廃止の方向、これはグッドニュースになるんですけれども、一方で、今日質問させていただいたように、貸付額が半分になるというのは、ぱっと聞いたときにはすごくインパクトが強いんですね。借り過ぎないようにということがあり、また、成績要件がまた復活をしてしまうと借りられる人がいなくなるという事情はよく分かりますし、その方向で行かざるを得な

いんだろうなと思うんですけども、こういうことがちゃんと分かっていたようにしっかりと発信をすることが大事だと思いますので、その点について、今のところで検討していらっしゃることを、もしあれば、最後にこの点お伺いしたいと思います。

教育局財務課長

先ほども周知の広報を是非徹底してというお話の御質問をいただいておりますけれども、これまでも、当然こうした制度を周知していくことは非常に重要だという認識の下に取り組んでまいりました。実際に具体的な制度はその条例が通って決まらないとなかなか正式には広報はできないと思いますけれども、高校生在学生の皆様も当然非常に大きな影響がある制度改正になろうかと思っておりますので、その辺は高校を通じてとか様々な場面を通してちゃんと普及啓発、周知が届くようにさせていただきたいと考えてございます。

谷口委員

是非成績要件の廃止ということはばんと打ち出していただいていたと思うんですけども、貸付額のところはちゃんと、加算もできます、加算制度もありますよということセットで、不安が広がらないように、その点にも是非留意していただいて、うまく発信をしていただければというふうに思います。

いずれにしても、先ほど今、課長がおっしゃられたように、非常に多くの方々に影響がある改正になりますので、是非慎重にいろんなところに配慮していただきながら進めていただくよう要望したいというふうに思います。

続いて、インクルーシブ教育についてお伺いしていきたいというふうに思います。

こちらについても我が会派の高橋議員が本会議で質問させていただいて、まずはパイロット校3校の指定から始めて、計画期間中に20校まで拡大していくということが教育長から御答弁がありました。そういったことを受けて、今回この委員会で細かなところを御質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、まず、そもそものところからインクルーシブ教育を推進するに至った背景、そしてまた理由について、まず、確認をさせていただきたいと思えます。

インクルーシブ教育推進課長

インクルーシブ教育に係る背景等についてでございますが、まず、平成18年に国連において障害者の権利に関する条約という国際条約が採択されました。この条約には、障害者が一般的な教育制度から排除されないことということが規定されておまして、今年8月24日付の外務省の資料によりますと、この時点で157の国や地域が締結をしているとのことでございます。

この国際条約につきましては、我が国では平成26年に批准をしたところでございますが、その批准に向けまして、国内の障害者に関する法律も改正を行っております。その中でも平成23年には障害者基本法の改正が行われまして、その際、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮するということが規定されました。このようにインクルーシブ教育の流れというのは現在世界的なもの、あるいは全国的なものということになっているというような状態です。

このことを背景といたしまして、本県では平成25年に、神奈川の教育を考える調査会最終まとめで、インクルーシブ教育を推進することの必要性が述べられました。また、本県では、個別の教育的ニーズに対応する支援教育に一貫して取り組んでまいりましたが、課題として、障害のある、なしに関わらず、子供たちが共に学ぶ仕組みづくりという点では十分ではなかったということが言えると思います。そのため、今後はこれらのことを踏まえまして、共生社会の実現に向けて、小・中学校から高校まで連続した多様な学びの場を提供しつつ、障害のある子供とない子供ができるだけ共に学ぶインクルーシブ教育を推進していくことといたしました。

谷口委員

今の御説明の中で、このインクルーシブ教育は世界的な流れという説明もありましたけれども、日本以外のところで、海外の国でこういった取組がされているのか、その点、分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

インクルーシブ教育推進課長

各国の取組でございますが、それぞれの国によりまして教育の制度が違いますので一概に比較することはできませんが、例として二つの国について挙げさせていただきます。

まず、イタリアですが、現在、特別支援学校が一部を除きまして原則廃止されている状態でございます。その上で法律によって、障害の有無にかかわらず全ての子供たちが地域の学校に就学するということが保障されて、実施されているところでございます。

一方、オーストラリアですが、オーストラリアでは、障害のある子供は、障害のない子供と同じ教育の場で就学する権利を有するというふうにした上で、障害の状況に応じて子供たちの教育ニーズを5段階に分けて設定し、それぞれのニーズに応じた教育環境というのを小学校から高校まで連続するように用意するというような実践をしています。そのことと併せて、障害の状況に応じて担当する教員の数を変えて配置するような取組を行っております。

このように、海外のインクルーシブ教育の取組状況は、それぞれの国によって様々な形態があるものと思われまます。

谷口委員

ちなみに、その海外の取組、例えばイタリアではもう原則的に廃止を、特別支援学校については廃止をして教育を行っているというふうなんですけれども、そういう海外の状況をここで参考にできるようなケースというのはあるんでしょうか。

インクルーシブ教育推進課長

一つ、神奈川が考えているようなのに近いのが、先ほども申し上げましたとおり、連続する多様な学びの場ということですので、その意味ではオーストラリアの在り方が一つ参考になるかなというふうには考えているところでございます。

谷口委員

ちなみに、国内で、他の都道府県で取組をしているところがあれば、ちょっとお伺いできませんか。

インクルーシブ教育推進課長

私どもの事業を進めていくに当たりまして、参考となる先行例を国内でも探しているところがございますが、これといったところというのは、今のところはまだはっきりしたものとしては見つかってはおらない状態です。一つ、大阪の方が府立高校や市立高校の中に障害のある子供を対象とした受験枠を設定したという取組というようなのがございますので、そのようなことも参考にさせていただきながら本県における在り方を考えていきたいと思っております。

谷口委員

そういう意味では、海外でもまだ多くの事例はないなどで、イタリアやオーストラリアの話も今ありましたが、国内で言えば、神奈川方式というか、本県が先駆的な取組になっていると思うんですけども、今回インクルーシブ教育を推進していくことによってどういったものの効果が期待をできるのか、具体的にお伺いできればと思います。

インクルーシブ教育推進課長

インクルーシブ教育は、障害のある子供とない子供が共に学ぶ状態ということになりますので、これまで少なかった相互理解の機会に子供たちがお互いに恵まれていくということになってまいります。そうしますと、子供のときから障害のある子もない子もお互いを正しく理解して、支え合って生きていく、そういったことの大切さを学んでいくことができるというふうに考えています。

そのことから障害のある、なしに関わらず、子供たちが全ての人が地域で大切にされて支え合いながら社会参加をしていくということの大切さを理解してもらい、生き生きと暮らすことができる共生社会をつくるやがて担い手となっていくことを大いに期待しているところです。

谷口委員

それで、今回の改革の中で、実践推進校を指定をするということになっているんですけども、その指定をするに当たっての考え方、どういう考え方で指定をしていくのか、そこを確認をさせていただきます。

インクルーシブ教育推進課長

障害のある子供を受け入れていくことになりますので、できるだけ身近な高校で学ぶことができるように、全県的な地域バランスといったことを考慮しながら検討しておるところでございます。さらには安全な通学、安心して学習できること、そういったことがやはり大事でしょうから、立地の状況ですとか学校の規模、今ある設備の状況なども考慮しながら検討を進めているところでございます。

谷口委員

地域バランスというお話が出ましたけれども、これ具体的には例えば行政なんですかね、県央とか県西とか、そういう形で地域バランスを。どういうふうに地域バランスをとっていくのか、もう少し具体的に伺えれば。

インクルーシブ教育推進課長

現段階で申し上げられるところとしましては、最終的には20校程度まで拡大をしていくということで、今、計画を立てておりますが、そのところで、余り大きな通学の意味での時間がここだとかかかり過ぎるとか、ここだとそれほ

どでもないとかというようにかなるべく生じないように、そのようなバランスを考えてやっていこうというふうに考えています。

谷口委員

代表質問の答弁の中では、最初の4年間でパイロット校3校程度を指定して進めていくと。先ほど20校の話もありましたけれども、パイロット校を3校程度指定して、そこから拡大するという意味、その考え方について、どういう考えで進めていくのか、ここも確認させてください。

インクルーシブ教育推進課長

まずはじめに、その指定をいたしますパイロット校におきましては、障害のある生徒と障害のない生徒ができるだけ共に学ぶ、より良い仕組みづくりをすることが大切だというふうに考えています。そのような学校では、平成28年度に入学者選抜を行うことになり、平成29年度から障害のある生徒を受け入れていくこととしておりますので、現在、弾力的な教育課程の編成ですとか運用の仕方、進路支援の在り方、校内で安心した生活を送れるための支援の体制の在り方、そういったことの整備について検討しておるところでございます。

谷口委員

この最初のパイロット校の3校についても、地域バランス等を考えるのかどうかということと、それから、手挙げ方式じゃないですけども、やりたいという高校、そういう手挙げ方式とかいうのを採用していくのか、その点についてお伺いできますか。

インクルーシブ教育推進課長

高校によってインクルーシブ教育の実践推進校の指定は県立高校改革全体の中で考えていることですので、手を挙げてというような形では検討はしておりません。

それから、バランスにつきましては、何分神奈川県広い中での3校でございますので、なるべくそういうことにも配慮しつつ取り組んでいるところではございますが、どうしてもそこについては、3校の段階ではまだ十分とは言えない状況になるかとは思っています。

谷口委員

次に、実践推進校の20校程度の選考では、どういう生徒さんを受け入れるというふうに想定しているのかお伺いしたいと思います。

インクルーシブ教育推進課長

これまでも県立高校におきましては、身体の障害のある生徒ですとか発達障害のある生徒については、これまでの通常の入学者選抜制度の中で、志願をする生徒からの申請に基づきまして配慮を行うことで一定程度の受入れを行ってきたところでございます。

一方で、知的障害のある子供については、特別支援学校での受入れというのを基本としてきまして、高校への受入れというのはあまり進んでいない状況でございました。このようなことから実践推進校において受け入れる生徒といたしましては、知的障害のある生徒で、さらには高校で受け入れるということですので、高校で学ぶ意欲があり、集団での学習ですとか生活を通して自らの力を伸ばそうと努力して実社会でやがては活躍しようという、そういう意欲のあ

る生徒を想定しているところでございます。

谷口委員

それで次に、実践推進校については、入学者の選抜とか教育課程、また進路支援について検討を進めているということなんですけれども、まず、入学選抜の方法についてはどういうふうに検討されているのかお伺いしたいと。

インクルーシブ教育推進課長

具体的には、これまでも本県では、障害があり、通常の方法では受験が困難と認める場合には、検査の程度を変えない範囲で検査用紙ですとか検査時間の配慮、別室での受験ですとか、そういった係る配慮を入学者選抜において実施してまいりました。これまで行ってきたこういった配慮も念頭に置きながら、インクルーシブ教育実践推進校においては知的障害のある生徒をしっかりと受け止めることができる入学者選抜の実施に向けまして、志願資格、選抜の方法、検査の内容等について検討をしておるところでございます。

谷口委員

次に、教育課程の弾力化、入学後ですね、ここについては、具体的にどういふふうに検討しているんでしょうか。

インクルーシブ教育推進課長

まず、高等学校の学習指導要領には、障害のある生徒などについて、各教科、科目の選択ですとか、指導する場合も、その内容の取扱い、そういったものについて必要な配慮を行うこと、そういった個々の生徒の障害の状況などに応じた指導内容とか指導方法の工夫について、計画的・組織的に行うことということが規定をされています。このことを踏まえましてインクルーシブ教育実践推進校においては、入学から卒業までを見据えた上で、障害のある生徒が高校教育を最初から最後まで円滑に受けることができる学習支援の手立てですとか、学校での生活面、それから進路面での支援、それをどのようにやっていけばよいか、また、日頃の授業等における指導方法の工夫ですとか、あるいは評価はどのようにやっていったらよいのだろうか、そういったことなどについて今は検討をしておるところでございます。

谷口委員

教育課程の弾力化については、今、御答弁ありましたけれども、特別支援学校との連携というのは何か考えていらっしゃいますか。

その点も実際にやっていく上では非常に大事な点かと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

インクルーシブ教育推進課長

委員御指摘いただきましたとおり、特別支援教育の専門的な知識というのは、インクルーシブ教育を進めていく上ではやはり不可欠だと考えています。そのため、これまでも特別支援学校においてはセンター的な機能というのがとても重要なもので、小学校、中学校、高校がよりよく活用して、校内の特別支援教育の推進をしていくものとされています。今後も引き続き特別支援学校などとの連携も視野に入れながら、高校におけるインクルーシブ教育の推進のより良いやり方を考えてまいりたいと思います。

谷口委員

最後に、親御さん、又は御本人からすると、卒業してからの、卒業後というのが非常に大事だと思うんですがございますけれども、そういう意味でキャリア教育についてどういうふうに取り組んでいくのか最後お伺いしたい。

インクルーシブ教育推進課長

3年間を通した計画的なキャリア教育というのは、やはりインクルーシブ教育を考えていく上で力を入れるべきことと考えておりますので、生徒が希望する進路の実現を図るためにも、学校の中だけではなくて、企業ですとか労働関係機関などとも関連した支援体制を構築していくことが必要だと考えています。さらには、総合教育センターですとか、先ほども申しあげました特別支援学校との連携をして、支援のための計画を生徒により個別に作成すること、そういったことも検討すべきこととして今挙げているところです。

これらの取組を通しまして、障害のある生徒が3年間の学校生活を通して、やがては実社会で活躍ができるように新しい仕組みを整えてまいりたいと思います。

谷口委員

最後に、今までお伺いしてきましたように、インクルーシブ教育については、日本国内でも本県が先駆的な取組をしていっているもので、海外の事例もそんなに多くない中で大変な御苦勞があるかと思えますけれども、いずれにしても、通われる生徒さん、そして親御さんにとって、インクルーシブ教育を受けてよかったというふうにしていただけるようによろしくお伺いしたいと思えます。

以上です。